別表七（二）付表二　記載要領

1　この表は、通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合において、法第57条第１項（欠損金の繰越し）の規定の適用を受けるとき（法第64条の７第５項（欠損金の通算）の規定の適用がある場合に限る。）に記載すること。

2　令第131条の９第３項（欠損金の通算）に規定する10年内事業年度（以下この号において「10年内事業年度」という。）に係る同項に規定する対応事業年度（以下この号において「対応事業年度」という。）が２以上ある場合には、「調整当初配賦欠損金控除額（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「24」）⑴」の欄の記載に当たつては、当該対応事業年度の別表七(二)「５」の金額と当該対応事業年度開始の日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「24」の金額から当該対応事業年度前の対応事業年度（当該10年内事業年度に係るものに限る。）の別表七(二)「５」の金額の合計額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額を記載すること。

3　「当期控除額（(別表七(二)「２」＋(2))と(3)のうち少ない金額）⑷」の「計」の欄の記載に当たつては、この申告前の別表七(二)付表一「21の計」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

4　「損金算入限度額の調整計算」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　「当初損金算入超過額（この申告前の別表七(一)「４の計」－「２」）⑼　の金額が０を超える場合には「⑽」から「⒁」までの各欄は記載せず、「当初損金算入不足額（この申告前の別表七(一)「２」－「４の計」）⑽　の金額が０を超える場合には「当初損金算入超過額（この申告前の別表七(一)「４の計」－「２」）⑼　の欄は記載しないこと。（マイナスの場合は０）」

⑵　「当初過不足調整損金算入限度額（((8)又は(19))＋(9))又は(((8)又は(19))－(14))　⒂」の欄の記載に当たつては、当該通算法人が法第57条第11項各号に掲げる内国法人に該当する場合において当該事業年度が当該各号に定める事業年度であるときは「又は(19)」を消し、その他のときは「(8)又は」を消すこと。